

令和6年度第3回幸手市水道事業審議会 会議録

- 開催日時 令和7年1月20日（月）午後1時30分～午後4時00分
- 会場 水道部会議室
- 会議内容 公開
- 幸手市水道事業審議会委員

所属団体等	氏名	委員区分	会議の出欠	備考
公募	楯 万里子	1号委員	出席	
公募	新島 伸枝	1号委員	出席	
公募	福島 朱実	1号委員	出席	
埼玉県企業局水道企画課副課長	片岡 広成	2号委員	出席	
公益社団法人日本水道協会調査部調査課調査係長	笹原 俊一	2号委員	出席	副会長
埼玉県行田浄水場場長	代田 義治	2号委員	出席	
幸手市区長会会長	出井 保信	3号委員	出席	
埼玉みずほ農業協同組合代表理事組合長	遠藤 美行	3号委員	出席	
幸手市商工会会長	梨本 松男	3号委員	出席	会長
幸手市商工会工業部会	無量小路 俊宏	3号委員	出席	
幸手市連合婦人会会長	森泉 美江子	3号委員	出席	
税理士	松澤 美貴子	4号委員	出席	

(各号委員のアイウエオ順)

- 1号委員：公募
- 2号委員：知識経験を有する者
- 3号委員：水道使用者
- 4号委員：市長が特に必要と認める者

令和6年度幸手市水道事業審議会事務局名簿

水道部 部長	落合 和典
水道部 水道管理課 課長	神田 敏伸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	小西 真世
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	菅野 祐貴
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主幹	羽取 美幸
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主査	富樫 亮介
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主任	渡邊 祐二

- 傍聴人 3人

- 会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (11) 埼玉県水道用水供給事業の料金改定内容について
 - (12) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について
 - (13) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）への御意見について
 - (14) 水道料金改定の基本方針等について
- 4 その他
- 5 閉会

- 会議資料

- ・次第
- ・資料1 埼玉県水道用水供給事業の料金改定内容について
- ・資料2 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について
- ・資料3 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）への御意見について
- ・資料4 水道料金改定の基本方針等について

- 決定事項

「議題（14）水道料金改定の基本方針等について」における採決
賛成10名により料金改定の基本方針を資料4の15頁記載の「12 水道料金改定の基本方針等」で決定

1 開会	
事務局 (神田)	<p>第3回幸手市水道事業審議会の開会を宣言する。</p> <p>委員12名のうち12名の出席により、幸手市水道事業審議会条例第6条第2項の規定を満たし、会議が成立することを報告する。</p> <p>幸手市水道事業審議会規則第5条の規定により、会議は原則公開とし、会議録作成のため、会議を録音・撮影することを説明する。</p> <p>楯委員より第2回審議会の議事録の誤りの指摘があったため、対応する旨を説明する。</p>

2 会長あいさつ	
会長	<p>ご紹介いただきました会長の梨本でございます。お忙しい中、ご参集を賜りありがとうございます。元旦に能登半島の地震を思い出して、その風景や景色が1年後もあまり綺麗になっていないと思うのですが、今、水道に携わる皆さんの面からだ水道はどうなっているのだろうということを私も考えた中でたまたまテレビでやったのですが、いわゆるインフラ云々と言いますが「水道が出ないんで、非常に困ってる」という話をたまたま耳にしました。実は、料金改定の中で、本当は老朽化でなるべく耐震の良い管をたくさん埋めれば、きっと地震に強い国ができますし、幸手もそうだと思いますけど、いわゆるランニングコストを埋めるための料金改定かあるいは資産維持率という話が今日出てくると思いますが、そういう資産を維持するために、本当にどれだけのお金が必要かというのは私自身がテレビを観ていたときに感じたところでございます。まさに今日の会議もそういう内容になると思いますので、今日は今後の水道のビジョン及び水道料金改定の基本方針などについて、様々な皆様のご意見を頂戴できればと思います。いずれにしても今日は長丁場になると思いますが、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。本日はよろしくお願いたします。</p>

配布資料確認	
事務局 (神田)	配布資料確認を行う。

3 議題	
事務局 (神田)	幸手市水道事業審議会条例第6条第1項に基づき、議事を進行する議長を、会長に願います。
会長	<p>それでは審議会条例に基づき、議事の進行を務めさせていただきます。</p> <p>本日の出席者数は12人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに会議を始めたいと思います。</p> <p>はじめに、会議規則に基づきまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。お手元の名簿順序に従いまして順番で指名させていただきます。福島委員と代田委員に願いたいと思います。よろしくお願いたします。それでは、次第に基づきまして始めさせていただきます。次第3の議題「(11)埼玉県水道用水供給事業の料金改定内容について」、事務局からの説明をお願いたします。</p>
事務局 (渡邊)	<p>議題(11) 埼玉県水道用水供給事業の料金改定内容について説明する。</p> <p>1 令和4年度の受水量で積算</p>

質疑応答	
会長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして何かご質問あるいはご意見等がございましたら、お名前をおっしゃっていただきまして、挙手をお願いしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>続きまして、議題(12) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）（原案）について、でございます。それでは事務局からご説明をお願いたします。</p>

事務局 (神田) (羽取) (小西) (菅野)	議題(12) 第2期幸手市水道ビジョン(経営戦略)(原案)について説明する。 1 第1章 策定の趣旨 2 第2章 水道事業の概要 3 第3章 水道事業の現状 4 第4章 将来の事業環境 5 第5章 現状の評価と課題 6 第6章 幸手市水道事業の理想像 7 第7章 目標実現に向けた施策 8 第8章 経営戦略 9 第9章 ビジョン及び経営戦略の評価と見直し
質疑応答	
会長	ありがとうございました。かなり長い内容でございましたが、ただいまの説明につきまして何かご質問あるいはご意見がございましたら、お願いしたいと思います。何かございますでしょうか。議題の頁数が多いので、頁の番号とか箇所をお伝えした上で質問をお願いしたいと思いますのでいかがでしょうか。
楯委員	20頁の表3-5ですが、企業債残高の推移で令和4年(2022年)のところで新規の借入額がなくて元金の償還金が増えているのはなぜですか。
会長	20頁、一番上の表3-5ということですがよいでしょうか。
楯委員	令和5年度でまた減っています。
会長	はい。元利償還金について事務局説明をお願いします。
事務局 (羽取)	令和4年度で企業債残高の元金の方が増えておりますのは、まず企業債の償還で何年度にいくら返しますという金額につきましては、借入を行った際に借入を行った事業に対して、何年度にいくらお返ししていきますという計画を立ててございます。当然ながら借入を行った事業につきましては水道事業が始まって以来、これまで複数の事業がございますので、その事業ごとに返還をする年数が違うことと返していく金額がそれぞれ異なっております。4年度にお返しする金額が増えておりますのは、元々4年度のお返しする金額については、あらかじめ決まった金額があったのですが、その金額が元金について多かったため、4年度については元金の金額が大きくなっている。そんな理由でございます。
事務局 (神田)	補足をさせていただきます。企業債というのは地方債と言われるものですが、基本的には元利均等方式という形で償還していきます。毎回毎回同じ金額を返していくこととなります。従って、借入金をしなければ今まで借入れていたものをどんどん返済していくので、元利均等の性質として借入れてから初年度というのは、実は元金というのは少なくほぼ利子になります。これが年数が経っていきますと、逆に元金の方が増えて利子が少なくなってきました。ということは借入れをして、新しく新規の借入れをしなければここに書いてある元金の償還額が大きくなっているのはなぜですか、新規の借入れをしないのに元金が大きくなっているのはなぜですかというのが、楯委員の質問だと思います。
楯委員	当初の残高が低くなっているのに、償還金が増えているのはなぜですかということです。
事務局 (神田)	償還金が増えてるというのは先程言ったとおり、償還の方法が元利均等方式という償還になりますので、毎回返す金額は利子と元金を合わせて同額なのですが、その内訳を見ますと初めは元金が少なく利子が大きいのですが、これが逆転現象で元金の方が増え、最後は大きくなっていく、従って返す元金が増えてくるということになります。
会長	はい、ありがとうございます。どうぞ。
楯委員	補足の説明なんですけど、そしたらここにそういった一文とかそういう方法を書いていた方が見たときにわかると思うのですがいかがでしょうか。
会長	はい、どうぞ。

事務局 (神田)	はい。そうしましたら元金均等方式と元利均等方式という二つの償還方法がございますのでそれについてはその旨記載させていただければと思います。
会長	はい、ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。よろしいですか。はい、それでは楯委員どうぞ。
楯委員	85頁の総括原価の試算結果のところの表8-5「資産維持費を含めない総括原価」と次の頁の表8-6「資産維持費を含めた総括原価」のところをこちら0.0%の金額がこちらの前頁の令和12年までの合計金額だと思うのですが、この表ですとこの0.0%の最初の表がこの金額というのがよくわからなかったのですが、この合計金額は前の頁のこの表の合計金額ということでしょうか。
会長	85頁、表8-5と86頁の表8-6の関連性ということで特に0%のところ、86頁でいうと0.0%の点です。お願いします。
事務局 (神田)	はい、説明といたしまして先程説明したのとまた繰返しなのですが、85頁の表につきましては資産維持費を含まない5年間の経費を積上げたものです。従いまして、これにつきましては合計は48億9,771万3,000円ということになっています。一方、これに先程言った資産維持費を加算したのがどのくらいになるかというのが表の8-6になるのですが、表8-6の0.0%というのは楯委員のお考えのとおり、資産維持費を含んでいませんのでこの0.0%の表の下の方に行ったときに、青いところの一番下に総括原価④=①+②-③というのがあると思うのですが、ここの48億9,771万3,000円に突合します。5年間の合計がここになります。
楯委員	そうしたらここの表に合計金額を書いた方がわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。
会長	説明をお願いします。
事務局 (神田)	楯委員のご意見は、表8-5に合計金額を書いた方がいいんじゃないかということでよろしいですか。
楯委員	はい。
事務局 (神田)	そうしましたら、スペースの問題もありますが、そういったものが書けるように検討していきたいと思います。
会長	はい、ありがとうございます。他の皆さんはないようであれば、よろしいですか。それではないようであれば1時間経ちましたので、14時40分まで休憩をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

休 憩

会長	次の議題に進まさせていただきます。議題(13)第2期幸手市水道ビジョン(経営戦略)(原案)への御意見についてということでございます。それでは事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (富樫)	議題(13)第2期幸手市水道ビジョン(経営戦略)(原案)への御意見について説明する。
会長	はい、ありがとうございます。数の多い長い説明だったと思います。ありがとうございます。それではただいまの説明につきましてご意見、ご質問をお願いしたいと思うのですが項目が多いので、質問番号とか頁をお伝えいただきまして、ご質問いただければと思います。何かございますでしょうか。
楯委員	106頁のところ「水道ビジョン(経営戦略)の内容とは直接関係ないので、事務局員名簿も加えて、別紙資料として分けるべきではないでしょうか」、ここの経営戦略とビジョンの中でこちら後ろに、106頁から111頁に書いてある、これは直接関係はないと思うのですが、どうしてここに載せる必要があるのかなということと、あとはこれきれいに作っていただいたのは水道管理課の事務局の方たちなので、そちらの方の名前も載せていただいた方が私はいいと思うのですが、事務局は事務方として関わっているということなんですが、これを作成していただいたのはこちらの方たちなので、私はみんな公平にお名前を載せてみんなで審議して検討しているので、その方向で別紙資料として分けることについて特に考えてございませんという詳しい理由がよくわからないので、少しお聞きしたいと思ってるのですが、いかがでしょうか。

事務局 (羽取)	<p>楯委員からご質問いただいた106頁以降をお載せする理由を申し上げたいと思います。まず前回の水道ビジョン策定の際には今回のような議会が議決した附属機関である審議会での審議は行ってございませんでした。市民の皆様に関係のある水道料金ですので、議会が議決した附属機関である審議会において審議することが望ましいため、今回はこの審議会でご審議させていただきます。委員の皆様におかれましては、議会が認めた審議会委員さんでございますので、そのため名簿を載せてさせていただきます。107頁以降の審議会条例および審議会規則を載せておりますのもそのためでございます。2点目の事務局員名簿につきましては、職員は事務をする仕事として関わっております。委員の皆様とは立場が違いますので、そのため名簿を載せるのは控えたいと考えてさせていただきます。</p>
会長	はい、ありがとうございます。よろしいですか。楯委員どうぞ。
楯委員	この審議会は会長が総理してということなので、そういった審議会でご審議をしていただいたという一文を入れて、そして審議会の総理している会長の名前ではいかがでしょうか。
会長	それでは事務局お願いします。
事務局 (神田)	<p>今回の審議会委員の皆様をこの名簿に載せる前提というのは、まず先程、羽取の方から説明があったようにこの審議会というのは地方自治法という法律に定められた附属機関ということになります。これは、実のことをいうと市議会に準ずるような形の重要な会議でございます。それは当然市議会の議決を経て、皆様がここにお集まりいただいている。その市議会に提出をした幸手市長が皆様を委嘱しているということが大前提になっております。従いまして、皆様のそういった特別な立場であることを考慮いたしますと、ここにお名前を載せさせていただくことについては、私は一番いいのかなと思っています。また、我々職員のことですが、いわゆる補助職員となりますので、確かに楯委員が言われるように我々がこういうものを作るんですけども、実のことを言うとならば我々が市長の代わりに作っているというのが大前提でございます。そういったことを考えると我々の立場と委員の皆様との立場は全く違うものですから、先程、羽取の方で申し上げましたとおり、我々市の職員の名前というのは載せるような立場ではないのかなと考えて、先程のような回答になった次第でございます。以上でございます。</p> <p>それから梨本委員長の話なんですけども、委員長は決めるときに皆様の合議で決めていただいたことございまして、実際委員長であったとしても皆様との立場というのは一緒でございます。ですので、梨本委員長一人というのではなくて、皆様の合議の中での会長としての職ということでございまして、立場はまた一緒でございますのでその点もご了解いただいた上で委員の皆様の名前を掲載させていただければいいのかなと考えてさせていただきます。</p>
会長	はい、ありがとうございます。よろしいですか。楯委員どうぞ。
楯委員	会長はどのようにお考えでしょうか。いいのかなっていうのは神田さんの思いなのかどうかよくわかりませんが。
会長	何々審議委員というのを私はたくさんやっているもので、法律に基づいてこの形になってございます。特に事務局の方が入るとするのは私は聞いたことはございませんし、今の説明のとおりでこれが普通の法的に基づいたやり方です。特に違反云々ではなく、これが一般の正常な形かなと思われまます。
楯委員	載せるということは法律ではないので載せなくてよい、載せるべきではないということでしょうか。
会長	この形が正常かなということですけど。
楯委員	他に皆さんいかがでしょうか。これを作っていただいて、きれいにできていますので、これについては私たちが審議をしているのですが、審議委員がこれを全部了承したというようにことになってしまうと、私が一市民だったらすごく責任を感じてしまうのですが、皆さんいかがでしょうか。
会長	事務局いかがでしょうか。

事務局 (神田)	名前を載せることでその責任が及ぶのではないかとのご心配ですが、一番初めにこの会を開いたときに市長から諮問をされております。その諮問として、水道ビジョンの改定についてということ、経営戦略の改定についてということ、料金の改定についての3点諮問をいたしました。従いまして、その諮問に対してこの審議会の中で審議して最終的にできあがったものを市長に答申をします。その後、我々は事務としてこれでいいですかということで今度は稟議行為になります。ですので、確かに名前が載って責任がと思われるということがあると思いますが、最終的にこれを作った責任者は幸手市水道事業 幸手市長 木村純夫になります。以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。よろしいですか。それでは他に何か質問はございますでしょうか。それではないようであれば次の議題に進みたいと思います。

事務局 (神田)	議題(14) 水道料金改定の基本方針等について説明する。
会長	はい、ありがとうございます。今詳細な説明がございました。結論的には最後にありますとおり、資産維持率を2%以下とし、料金改定率を40%以下とするということでございます。せっかくなので、お一人お一人また意見を聞きたいと思いますが、私の個人的意見ですと、この資産維持率2%は算数的にいうと100で割ると50年的な部分なので、資産50年ももつのかなというのには私は思いますが、国は3%でしたよね。だから、33年ぐらいの計算なのかと私は個人的には2.5ぐらいがどうかと思って計算するとやっぱり44%ぐらい上げなきゃいけないのでなかなか大変なのかなということの数字が出てますので、結論的にはこれぐらいがよいのかなというのを感じました。皆さん誤解がないように、私たちが決めるわけじゃなくて、今日議員の四本さんと芦葉さんがお見えになられています。もちろん私たちが具体的に決めるのではなくて、その一つの目安としてこの審議会で決めるということですので、楯さんの話ではないですけど、責任はないのでよろしく願います。もちろん決めたことに対する責任は私が持つわけなのでそれはいいとしましてね。ご意見等があれば、せっかくですでお一人お一人聞きたいと思うんですけど。笹原さんどうぞ。
笹原委員	詳細な説明ありがとうございます。料金の話で非常に専門的、テクニカルで難しいのですが、図表も踏まえて非常にわかりやすく説明いただいたかと思います。私の方から補足というか、ちょっと概念がわかりにくいところがありますので、説明を加えさせていただきたいなところです。資産維持率、資産維持費というのは何ぞやというところですよ。スライドでいうと9頁のところがいいかなと思います。これは、他の審議会などでも一般的に会計学をされている先生からもご質問いただきます。将来的に更新するのであれば、減価償却で積立している分だけでいいだろうというようなご意見をいただきます。しかし、なぜこの資産維持率をわざわざ2%や3%加えるのかと言いますと、減価償却だけだと40年前、50年前の資産を同レベルでそのまま買えますよっていうことになってしまいます。そうすると、例えば40年前の管路、50年前の管路ですとまだ技術水準が低くて、例えば今後大規模な地震とかに耐えられないレベルのもので。それを今の技術水準が上がった耐震性の優れた継手・管路にレベルアップさせていくとなると、やはり40年前の額では足りないです。そういったところで資産維持率というのをプラスで計上していくところなんです。それから物価も高騰してます。40年前、50年前とは全然変わってます。それから人件費も変わっている。あらゆるものが高騰し、そういったところを含めて、この資産維持率を計上するべきところなんです。この3%というのが何かといいますと日本全国のをシミュレーションした結果、3%が望ましいということになってます。これは国が出している更新需要というのがありますので、国が出しているデータを基にして、専門家の方に調査を依頼してはじき出した金額、いわゆる理想形な数値が3%となっています。ただ、これはあくまで押し並べた全国的な数値ですので、全国一律3%やれということではないです。地域によって状況が違います。歴史も違いますし、古い資産がいっぱいあるところですか、割と町自体が新しいところ、いろいろ地形的なこととか千差万別ですので、3%でやれということではなくてあくまでも標準というところになります。そういったことを踏まえて今回いろいろ試算していただいた結果ですと3%だとさすがに次の頁、10ページのところご覧いただきますと料金改定率も47.9%、これはもう50%近くなりますので、これは住民の方々への負担が大きいということで2%、これでも40%ということになっておりますので、結論として、2%以下というところさらに、あるいは段階的な値上げということも先程言及がありましたとおり、なるべく住民の方々への負担を配慮した料金改定のシナリオになっているのかなという非常にバランスの取れたもので将来的な耐震化も踏まえた基本方針になっているのではないかと思います。すいません長くなりました。

会長	ありがとうございます。それでは出井さん、何かあればお願いします。
出井委員	今説明を聞いていて何%の妥当性があるのかということや、地域の市町村という比較も見ましたが、その辺のバランスを見た場合、一番今考えなきゃいけないのは震災があった場合に能登の状態を見た場合、そんなにかうかしてられないと。本当に我々の生活水準が良いとか悪いとかという問題もそれでもう生活ができなくなってしまう。その辺も踏まえて妥当性のある%だったら私は賛成だと思います。以上です。
会長	遠藤さんお願いします。
遠藤委員	水道事業の現状から課題、戦略、そして最後の料金改定の方針をとおしてお聞かせいただきまして、全体的には公正性、適正性や健全性が重視されていると思います。
会長	それでは無量小路さんお願いします。
無量小路委員	全部この世の中、物の値段が上がってるのは致し方ないと思います。ただ、トータル的に無駄がないように進めていってもらって、必要なところにはお金を出してもらいたいですし、そうでないところは出さないようにしてもらって、妥当がどれだけなのかかわからないですけど、皆さんが幸せになれるような、水の供給をしていただきたいということで、よろしくお願いします。
会長	それでは森泉さんお願いします。
森泉委員	とりあえず、決まったことには異議ありません。
会長	まだ決まってございませんので。松澤さんお願いします。
松澤委員	個人的な意見を述べる前に一つ教えていただきたいんですけど、7ページですが、料金関係(通増度)というところに、五霞町は単一性という方法で料金体系を取っておりますが、これを五霞町が使っているメリット、そういうのをもしご存知だったら教えていただきたいです。
会長	五霞町の単一性についてお願いいたします。
事務局 (神田)	使っている理由というのは私の方も承知はいたしておりません。ただ、この単一性というのは基本的には1㎡使っても220円ですし、20㎡使っても1㎡について220円ですし、いっぱい使っても220円ということになりますので。ただ、確か五霞町は、町の水道がどこから水を引っ張ってるかということと実は行田浄水場です。埼玉県の方から川を渡って五霞町の方に水道を引っ張っている。要するに行田浄水場が基本的には大元にはなっています。ただ、やはり県の違いとかいろいろ違いがあって、この単一性というのを適用しているのかなと思いますが大変申し訳ございません、細かいところはちょっと承知しておりません。
会長	補足を部長お願いします。
事務局 (落合)	最近新聞にも載っていますが、五霞町は今言ったように茨城県だけ埼玉県の水を多分半分くらい買っていて、半分は自分のところで浄水場を持っていて、それで利根川から取水して自分のところで使って、五霞町が高いのはなかなか人口も減ってるし、自分のところで浄水場管理してやっていくのがなかなか難しいということで、料金も高いし、五霞町も全部県水にしたいというような考えがあるみたいです。
会長	ありがとうございます。それでは松澤さんお願いします。
松澤委員	ありがとうございます。私の意見としては維持率2.0%以下に設定すること、料金改定率も40%以下に設定することについては賛成です。今後のスケジュールで令和7年5月、8月、11月という形で審議会が開かれるということですが、料金の設定やこのパーセンテージを決めるのは次回とかですか。
会長	事務局お願いいたします。

事務局 (神田)	今日、基本方針の方を皆様のご同意がいただけた際には次回に、先程言いましたとおり、経営のことで市民負担のことの両方を考えて、2%以下でどのくらいの率まで下げられるのかというところを視点に、どこまで下げても経営上問題ないですということと、市民負担もこれだったら何とか市民の方もご理解いただけるかなという数値を探った上で3パターンぐらい用意をしてご提示できればと考えております。
会長	はい、ありがとうございます。松澤さんお願いします。
松澤委員	そうすると、令和8年度から12年度がその改定料金で設定されるということですが、令和8年度に間に合いますか。
事務局 (神田)	私たち事務局のスケジュールとしては、令和8年の3月に市議会というのがあるんですけども、今そこを目指してやっているというのは事実です。ただ、そこを目指したとしても市民への周知とか様々なものがあります。あと、市民への負担というのも先程書かせていただいているんですけども、当然一番水の量を使うときに料金を上げてしまうと直接市民に影響が大きくなってしまいます。なので、例えばあまり水の量を市民の方が使わないときとかいろいろそういった考えもありますのでその辺はそういった考えを持った上で、事務は進めてまいろうかなと考えております。
会長	はい、ありがとうございます。代田さんお願いします。
代田委員	料金改定が令和8年から12年までということですけど、これを5年ごとに改定というのは考えていないんですか。そうするともう少し改定率が下げられるんじゃないかなと思ったんですけど。
会長	事務局お願いします。
事務局 (神田)	今言われたのは段階的ということですのでよろしいですか。ちょっとすいません、図を書かせていただくんですけども、先程、総括原価っていうのが5年分あります。この費用を料金で賄えますよという話になります。段階的に例えば料金を上げていくとすると、例えば毎年毎年料金をこういうふうに上げていきますよというふうになったときに、ここは料金収入で賄えます。でも、ここは料金収入がないわけですから、賄えなくなります。例えば5年間でもこういう段階的であるのであれば、ここで飛び出した部分がここに入ってくるので5年間の経費を賄うことはできると思います。一方、もう一つ、5年間の費用をこういうふうにやってここは料金収入で賄えます。足りない部分は一時的に補填しておきます。でもここは補填しているだけで足りないんですね。いつか用意しなきゃならないんです。ここのお金は。ということで、例えばこれが8年から12年だったら、今度は13年から5年間を考えたときに本当であれば、これだけの料金収入があればいいんだけど、ここが補填財源がなくなっちゃってますからこれをなんとか充足しておかなくてはならない。ということは本当はこれでいいんだけど、ここに上乘せしてこれでこっちは補填、元に戻してあげなくてはならない。こういうような考え方もあります。従いまして、段階的ということのも一つの手なんですけども、いずれこの補填を足りない部分をどうするかというのは考えなくてはならないということになります。すいません、ちょっとわかりづらい説明で申し訳ございません。
代田委員	12頁の料金算定期間が5年って書いてあって、経常損益がまだずっとプラスじゃないですか。そこをもう少し圧縮してまた13年から上げるっていうのはできないのかなと思ったところなんです。
事務局 (神田)	多分言われてるのが、ここの部分が利益がかなり上がってるからここの利益をもう少し下にといいことだと思えます。それは一つの考え方ではあると思えます。
代田委員	そうするとやっぱり市民の負担が段階的に抑えられていいのかなと思ったところです。例えば行田市は令和2年に上げたのですが、またそろそろ上げるらしいですね。だからそういうのもあるのかなと思えます。

会長	ありがとうございます。片岡さんお願いします。
片岡委員	私の意見としてですね、こちらの15頁にあるものについては二つでございます。ただ、急激な負担増に配慮するため資産維持率を何%に設定するという考え方ではなくてですね、幸手市長さんはこの幸手市の水道事業に関して安定的な経営をしていくことが求められているかと思えます。安定的な経営が何かというと損益収支の黒字を維持するのが当たり前の話でございます。もう一つPL上以外の話としては事業資金を枯渇させずに事業運営を行っていくということが重要だと思います。事業資金がなぜ問題になるかという、結局資本的支出の財源としては補填財源とこちらの資料ではなっていますが、いわゆる会計内の留保資金に関して何とか4条投資の財源を確保しつつ、できるだけ借金を企業債の充当率を下げる方向で将来の企業債の償還負担をできるだけ将来に回さずに、できるだけその現役世代で何とかやっていくということが私は重要であるというふうに考えておりますので、この資産維持率何%が適当かというのはこちらの補填財源残高でいくらあれば事業が回るのか4条投資が滞りなく計画どおり進めていけるのかということを考え、企業債という借入金のベストミックスを考えながら、新しい料金について考えていただければというふうに考えております。以上でございます。
会長	ありがとうございます。それでは福島さんお願いします。
福島委員	これまで水道事業の運営のこととかあまり知識がなかったのですが、今回参加してすごく勉強になりましたし、住民とすればやはりできるだけ負担のないようにとは思いますが、より良い水道の供給を考えたときに、やはりこういう改定とか必要であるし、それを理解して住民の方に理解してもらおうということがすごく今大事なんじゃないかなと思っております。光熱費の中で電気とかガスに比べて料金的に水道料金は今まで自分の感覚としては安いというふうに思ってたんですけども、そういう他市町との比較とかこれまで幸手は他に比べて料金的に安かったということとかは、なかなか他の一般市民の方は知らない方が多いと思うので、そういうところとかもよく理解してもらった上で改定とかをしていただければと思います。
会長	ありがとうございます。それでは新島さんお願いします。
新島委員	すみません、先に一つだけ質問させてください。水道料金の改定の基本方針のところでは料金などについて改定するとおっしゃってたと思うのですが、一つは口径で小さい口径を使ってる方のこっちは負担が増えないようにそのままにしたいのと、逆に量をいっぱい使う方を増えすぎないように通増型もそのままにしたいっておっしゃってたと思うのですが、その理由というのは、それでどっちも痛み分けっていう考えでやってらっしゃるのか、それともその料金体系まで変えてしまうと手続きとかの費用の方が増えてしまつて更に料金を上げざるを得ないという状況になってしまうのか、またはもっと全然別の理由があるのだったら教えていただけたらと思います。
会長	事務局お願いします。
事務局 (神田)	料金体系をこのまま維持をしたいというのは実は一番初めにこの審議会を開く際に国の方から物価の高騰分であるとかいろいろそういった社会情勢の変化があったので、令和7年度末までに水道経営戦略を改定しなさいと、改定してしっかり経営運営していきなさいというのが前提であったと思います。そういった中で今回はその物価高であるとか、あるいはその中にも当然老朽管の更新であるとかそういった更新の工事であるとかそういったものをやりなさいということがあったので、そこを視点に考えたときには今現在幸手市では大きな問題がある料金表ではないと私も考えておりましたので、そこをクリアするには中の料金だけを改定するのが一番メリットがある市民にもさほど影響はなく、メリットがあるかなというふうにご覧の方針を出させていただいたところでございます。
新島委員	ありがとうございます。私の意見を述べさせていただくと、安心とか安全とかずっとその状態を持続していただかなきゃいけないと思うので、水道は。料金はもう上げざるを得ないっていうのは私の個人的な意見としてはあります。その前にちょっとでも皆さんにその負担が少ないようにとか、ただやっぱり設備の老朽化とかで耐震化もしていただかなきゃいけないから、その分も見込んで料金を上げなきゃいけないということも理解しているつもりなので、その辺は皆さんでもっと審議していかなくちゃいけないかなとは思っています。あと、多分費用負担のことで業務の外注化とか、アウトソーシングと言ったらいいのでしょうか、そのようなことを考えてらっしゃるようなことがこのビジョンの中であったので、そうなる官から民という部分も出てくると思うので、官だからそんなに儲けなくても、儲けを念頭に置かないでやっていける部分もあるのですけれども、民の方に持ってってしまうとどうしてもやっぱり利益を上げることが一番に来ちゃうと思うので、その辺もちょっとリスクと言ったらいいのでしょうか、その辺も念頭に置いて進めていただけたらと思います。

会長	ありがとうございます。それでは楯さんお願いします。
楯委員	私も審議員になるまでは幸手の水道事業の状態についてわかっていませんでした。いろいろ勉強した中で、段階的に私の意見としたら水道料金を一市民としては、上げていただくのを検討してもらいたいという気持ちもあります。最近いろんなところで水道料金を値上げということで発表していますが、去年の9月の時点で全国的に水道料金が改定をするときに37%が最高と言っていたのですね。幸手はもしこれを40%にするとしたら、これも最高の最高で市民にとってはなかなか痛いなというところで。例えば、水道料金を1万円だったとすると、1万4000円というような。市民の感覚としてはそういう料金にはなると思うのですが、大体20%を上げるということに対しても市民は敏感に反応していますし、そのところを市民に理解いただくという広報活動とかそういったことは考えてますでしょうか。
会長	事務局お願いします。
事務局 (神田)	今回この審議会の中では市長の諮問に対して答申をするというところまでがこの審議会の役割というものでございます。従いまして、その諮問に対して答申をしてその答申をされたものが水道事業幸手市長がどのように考えるかというのもまず一つです。当然のことながらこれは議会の議決を得て初めて市民にこういったお願いをできるものですから、ただ当然のことながらこういったものを市民全体に影響することによってでございますので、市民への説明というのは、抜かりなくやっていこうかなというのは考えてございます。
楯委員	幸手の水道料金はとても安価なものになってるということでしたが、前回の資料の中でも幸手の水道料金は埼玉県の中で27番、大体真ん中ぐらいでしたのでとても安価ということでは私の中では理解はしてないんですが。経費の削減とかいろいろなことを考えて、もう少し細かく落とし込んで改定率とかも考えていただけたらなど。一市民の考えとしてはやはり物価上昇等でこれからますますと継続的にずっと水道料金が上がるのは年金生活とかしてる方にもとても痛い話だと思うので、そのところはどのように考えているのか、そして市民は正直な話、払えない人が出てきてしまったらどうするのか。あとは徴収率が下がってしまったらどうするのかとか、そういったところはどのように考えてますでしょうか。
会長	事務局お願いします。
事務局 (神田)	市民負担というのは先程基本方針の中でもあったとおり、当然のことながら考えていかなくてはならないことであると考えてます。一方ですね、昨年1月1日に起こった令和6年能登半島地震ですが、実は私は向こうに給水応援に行ってきました。わずか6日間でしたが行ってきました。悲惨な状態でした。もうトイレも使えない、家でお皿も洗えない。家は潰れてないけれども、家で避難できるんですけども家に水が来ないから実際避難所まで水を取りに行かなくちゃならない。本当に悲惨な状態でした。そういった中で我々6日間給水応援という形で行ってきたのですが、私どもに関してはそれは当然のことながら水道事業の責任者である幸手市長の方にも報告をした上で、やはりこういったことを起こさせないとか、極力減らさなくてはならない、それが大きな地震があれば当然配水管とか壊れたところが出てくるのは、それはゼロにはできないと思います。ただ、そこをゼロにするはできないけれども最低限の破損に何とか抑えたいというのが大きいので、当然市民負担を考えた中で我々がこれから継続的に水道を安定的に市民に送り届けるための工事はしっかりやっていかなきゃならないと考えてございます。
会長	ありがとうございます。楯委員どうぞ。
楯委員	そうしたら今回はこういった方針の方向性ということで細かい数字まではこれは決定ということではないですね。40%を極力押さえるように最大限の経営努力とおっしゃってましたが、そのところを詰めて考えていただけるということでよろしいでしょうか。
事務局 (神田)	はい。
採決 会長	「議題(14) 水道料金改定の基本方針等について」賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。 賛成(委員11名のうち、10名の委員が賛成)ということで、「幸手市水道事業審議会条例」第6条第3項で規定する過半数の賛成を満たしておりますことから、本議題について料金改定の基本方針を資料4の15頁記載の「12 水道料金改定の基本方針等」とします。 これまでの説明全般、今回に限らず何か他に補足等の説明はございますか。特にございませんか。ないようであれば、本日予定しておりました議題につきまして終了いたしましたので、議長の任を下ろさせていただきます。それでは事務局お願いいたします。

4 その他	
事務局 (羽取)	<p>会議録の署名、ホームページへの掲載、今後のスケジュール等についてご説明いたします。初めに会議録の署名とホームページへの掲載についてでございます。幸手市水道事業審議会規則第3条第2項の規定により、会議録は会長及び会長の指名する委員2人が署名しなければならないとされておりますので、各会の審議終了後に事務局が作成しました議事録(案)を委員名簿で上から順番にお2人ずつ署名をお願いいたします。また、使用した資料と会議録はホームページに掲載させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に第4回審議会は、令和7年5月19日(月)午後1時30分に本日と同じこちらの会場で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。開催通知につきましては、開催日の2週間程度前に改めて郵送させていただきます。ご都合により欠席される場合はお手数ですがあらかじめ事務局まで御一報をお願いできたらと存じますのでご協力をお願いいたします。</p>

5 閉会	
事務局 (神田)	<p>それでは皆様、長時間に渡りありがとうございました。次回につきましてですが、先程私の方で若干説明いたしましたけれども、今回皆様からいただいた意見をビジョンと経営戦略に反映した形の最新のものをもた皆様にご提示したいと思います。また、本日水道料金改定の基本方針等をご同意いただいたということでございますので、これに基づきまして、実際の料金表を3パターンほどご用意させていただいた上で実際市民の立場に立ったときの料金がどうなるのかとか、あとは経営上の状況がどうなるのかとかそういった資料を示させていただいて、それから料金の改定、どの料金表を今後適用していくべきなのかというのを協議いただければと思います。よろしくお願いいたします。これをもちまして、第3回幸手市水道事業審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p>

署名

令和7年2月10日

審議会会長

梨本 松 男

審議会委員

福 嶋 朱 実

審議会委員

代 田 義 治